

他都道県食の安全・安心確保に関する条例比較表

章	項目	岐阜県 食品安全 基本条例	群馬県 食品安全 基本条例	みやぎ 食の安全安心 推進条例	秋田県 食品の安全・安心 に関する条例	東京都 食品安全条例	埼玉県 食の安全・安心 条例	北海道 食の安全・安心 条例	大分県 食の安全・安心 推進条例	熊本県 食の安全安心 推進条例
総則	前文									
	目的	1条	1条	1条	1条	1条	1条	1条	1条	1条
	定義	2条	2条	2条	2条	2条	2条	2条	2条	2条
	基本理念	3条	3条	3条	3条	3条	3条	3条	3条	3条
	県の責務	6条	4条	3条	4条	4条	4条	4条	4条	4条
	事業者の責務	5条	5条	4条	5条	5条	5条	5条	5条	5条
	県民の役割	4条	6条	5条	6条	6条	6条	6条	6条	6条
基本的な 施策	基本計画等の 策定・公表	20条	16条	6条	7条		8条	9条		
	年次報告等 の実施	21条	19条	14条		7条	19条	8条	7条	7条
	検査及び監 視の体制整 頓	11条	10条	8条	10条	10～11 条	11条	11条	8条	11条
	適正な表示 の推進	12条	11条			12条	12条	22条	21条	12条
	安全な食品 の生産等の 供給禁止	10条		7条			9～10 条	15～20 条		
	県民意見の 反映	15条		11条	8条	19条	20条	26条		9条
	施策の申 出制度		17条				21条		27条	
	危害情報 の制度			12条			22条			15条
	立入調査等 の実施					21条			25条	18条
	措置勧告・公 表の実施					22条			26条	19条
	自主回収報 告制度					23条			13条	
	回収に対する 指導等					24条			14条	
	罰則					30～31 条				
	認証等による 自主管理の 推進			13条	9条	13条		23条	11条	10条
	トレーサビリ ティ					14条		22条	22条	
	環境への配 慮					28条	7条	21条	10条	10条 ・ 20条
	関係者の連 携措置の実 施	13条	12条				18条	24条	23条	8条
	情報開示と知 識の普及	14条	15条	9条	13条	16条	13条	10条		
	教育の充実				14条	17条	16条	25条	24条	14条
	情報開示の 促進					18条			23条	8条
	調査研究の 推進	17条	(10条)	10条	16条	8条	14条	13条		13条
	人材の確保 育成	18条						12条		13条
	財政上の措 置	9条	7条					27条		
法令の運用		8条								
その他規定		20条 委任		15条 月間の 設定	9条 情報の 分析・ 評価等			15～20 条 ぶく処 理衛生 確保	22条 委任	
推進体制 の整備	推進体制の 整備	19条	8条							
	危機管理体 制の整備	16条	9条	10条	12条	25条	15条	14条	9条	16条
	市町村との連 携	7条	13条		17条	20条	17条	(4条)	(4条)	21条
	国、他県等と の連携	8条			18条			7条		
附属機関の 設置		18条	15～21条		26～27 条		28～35 条	28条		
附則			見直し規 定				見直し 規定	経過措 置	経過措 置	

項目	総 則		
	目 的		定 義
	条文(要約)	タイプ別(要点)	
岐阜県	<p>(第1条) 食品が生命及び健康の基本であるという認識の下に食品の安全性の確保及び食品に対する安心感の向上に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者である県民の役割を明らかにする。</p> <p>食品の安全性の確保施策の基本を定め、これに基づく施策を総合的計画的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与する。</p>	<p>「理念条例タイプ」</p> <p>基本理念の規定と関係者の責務、役割の明確化 県民が健康で安心できる生活の確保</p>	<p>(第2条) 食品 食品関連事業者</p>
群馬県	<p>(第1条) 食品の安全性及び食品の飲食に係る食品関連物資の安全性確保に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにする。</p> <p>施策の基本事項を定めることにより、食品等の安全性確保に関する施策を総合的計画的に推進し、もって県民生活の安定及び向上を確保する。</p>	<p>「理念条例タイプ」</p> <p>基本理念の規定と関係者の責務の明確化 県民生活の安定及び向上の確保</p>	<p>(第2条) 食品 食品関連物資 食品等 事業者 食品表示</p>
宮城県	<p>(第1条) 県民の生命及び健康に関する権利の重要性にかんがみ、県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性の確保に向け、県及び生産者・事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにする。</p> <p>県、生産者・事業者及び消費者による協働した取組を促進する施策の方針を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進する。</p>	<p>「施策推進? 条例タイプ」</p> <p>関係者の責務・役割の明確化 食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進 <u>(基本理念がない)</u></p>	<p>(第2条) 食品 生産者・事業者 関係法令</p>
秋田県	<p>(第1条) 食品の安全・安心について、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにする。</p> <p>食品の安全・安心に関する施策の基本的事項を定めることにより、食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で充実した生活の実現に寄与する。</p>	<p>「理念条例タイプ」</p> <p>基本理念の規定と関係者の責務、役割の明確化 県民の健康で充実した生活の実現に寄与すること</p>	<p>(第2条) 食品 食品の安全・安心 食品関連事業者</p>
東京都	<p>(第1条) 食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに都及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにする。</p> <p>食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図る。</p>	<p>「理念条例 + 規制タイプ」</p> <p>基本理念の規定と関係者の責務、役割の明確化 現在及び将来の都民の健康の保護 <u>(健康被害の未然防止: リスク評価、規制)</u></p>	<p>(第2条) 食品 食品等 生産 採取 生産資材 事業者 特定事業者</p>
埼玉県	<p>(第1条) 食と農に対する理解を基礎とした食品の安全性及び食品に対する安心感の確保に関し、基本理念を定め、県、農林漁業関連事業者及び食品等事業者の責務並びに県民の役割を明らかにする。</p> <p>食の安全・安心の確保に関する施策について基本事項を定め、これに基づく施策を総合的計画的に推進し、もって県民の健康を保護し、及び食生活の安定に寄与する。</p>	<p>「理念条例タイプ」</p> <p>基本理念の規定と関係者の責務、役割の明確化 県民の健康保護及び食生活の安定に寄与</p>	<p>(第2条) 食と農 食品 生産者 農林漁業関連事業者</p>
北海道	<p>(第1条) 食の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにする。</p> <p>道の施策の基本事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資する。</p>	<p>「理念(生産振興) 条例タイプ」</p> <p>基本理念の規定と関係者の責務、役割の明確化 道民の健康の保護、消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給</p>	<p>(第2条) 食の安全・安心 食品 生産者等 関係法令</p>
大分県	<p>(第1条) 食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び生産者・事業者の責務並びに県民の役割を明らかにする。</p> <p>施策の基本事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的計画的に推進し、もって県民の健康の保護及び食生活の向上に寄与する。</p>	<p>「理念条例 + 規制タイプ」</p> <p>基本理念の規定と関係者の責務、役割の明確化 県民の健康保護及び食生活の向上に寄与</p>	<p>(第2条) 食品 食品等 生産者・事業者</p>
熊本県	<p>(第1条) 食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにする。</p> <p>基本的な施策及び農林水産物の提供のための具体的施策を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的計画的に推進し、もって県民の生命及び健康の保護を図る。</p>	<p>「理念条例 + 規制タイプ」</p> <p>基本理念の規定と関係者の責務、役割の明確化 県民の生命及び健康保護</p>	<p>(第2条) 食品 農薬 飼料 飼料添加物 動物用医薬品 添加物 生産者 食品関連事業者</p>

項目	総 則	
	基本理念	
	条文(要約)	要 点
岐阜県	(第3条) 食品の安全性の確保等は、食品が生命及び健康の基本であるという共通認識の下に講じられることにより、行われなければならない。県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の信頼と相互理解の下に達成されなければならない。食品の安全性に関する情報の積極的な開示と県民の意見に対する十分な配慮の下に行われなければならない。	「食の安全性の確保等は以下により行う」 食品は生命及び健康の基本であるという共通認識 関係者の信頼と相互理解 情報の積極的な開示と県民意見に対する配慮
群馬県	(第3条) 食品等の安全性の確保に関する施策は、食品等の供給及び食品の消費のすべての過程を通じて消費者の健康を保護することを最も重視するとともに、消費者と事業者との信頼関係の確立と保持に資することを旨として、科学的知見及び総合的な行政の視点に立脚して行われなければならない。 消費者と事業者との信頼関係は、適正な食品表示が確保されるとともに、県民、消費者、事業者、県その他の関係者が相互に情報及び意見を交換することによって確立され、保持されなければならない。	食品等の安全性の確保に関する施策は、消費者の健康保護を重視、科学的知見及び総合的な行政の視点に立脚して実施 消費者と事業者との信頼関係は、適正な食品表示と関係者間の情報及び意見交換により確立・保持
宮城県		
秋田県	(第3条) 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられること。 農林水産物の生産から食品の消費に至るまでの各段階において必要な措置が適切に講じられること。 県、食品関連事業者及び消費者が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。	県民の健康保護が最も重要 生産から消費に至る各段階における適切な処置 関係者の連携協力と主体的な取組
東京都	(第3条) 食品の安全確保は 事業者が、自ら取り扱う食品等の安全の確保又は自ら取り扱う生産資材が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることを認識し、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、最新の科学的知見に基づき、適切に行われなければならない。 都、郡民及び事業者が食品の安全の確保に関する情報及び意見の交流を通じて、それぞれの取組について相互に理解し、協力することにより行われなければならない。	「食品の安全・安心は次により行う」 <u>事業者の責務の認識と確実な遂行</u> 生産から消費に至る各段階における健康悪影響未然防止の観点から科学的知見に基づき実施 関係者の情報及び意見の交流、それぞれの取組についての相互理解と協力
埼玉県	(第3条) 食の安全・安心の確保は 県、農林漁業関連事業者及び食品等事業者において県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。 科学的知見に基づき、県が適切に施策を講ずることにより、行われなければならない。 食と農に対する理解を基礎とし、県、農林漁業関連事業者、食品等事業者及び県民がそれぞれの責務及び役割を踏まえ、相互の信頼の下に取り組むことにより、行われなければならない。 食と農に対する理解を基礎とし、食の安全・安心に関する県、農林漁業関連事業者及び食品等事業者における積極的な情報の公開並びに県、農林漁業関連事業者、食品等事業者及び県民における意見の交換等による情報の共有及び共通認識の形成をすることにより、行われなければならない。	「食の安全・安心の確保は以下により行う」 県民の健康保護が最も重要 科学的知見に基づく、県の適切な施策の実施 食と農に対する理解を基礎、関係者の責務及び役割を踏まえた、相互信頼に基づく取組 食と農に対する理解を基礎、関係者の積極的な情報公開、関係者の情報共有及び共通認識の形成
北海道	(第3条) 食の安全・安心に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。 道民の安全で安心な食品の選択の機会を確保すること。 道民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に取り組むこと。 道民の要望及び意見を反映するとともに、生産者等その他道民との協働により取り組むこと。 食品の生産から消費に至る各段階において実施すること。	「食の安全・安心に関する施策の推進に当たっての基本」 安全で安心な食品の選択の機会を確保 健康保護が最も重要との認識 道民の要望及び意見の反映、生産者等その他道民との協働 食品の生産から消費に至る各段階において実施
大分県	(第3条) 食の安全・安心の確保は 県民の健康の保護が最も重要であるという共通認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。 食品等の生産から消費に至る一連の食品供給の行程において、科学的知見に基づき必要な措置が適切に講じられることにより、行われなければならない。 食品等の安全性に関する情報を積極的に公開し、及び県民の意見に対し十分な配慮をすることにより、県民、生産者・事業者、県等すべての関係者の相互理解と協力の下に行われなければならない。 食品等の安全性は環境と密接に関係することにかんがみ、食品等の生産から消費に至る一連の活動は、環境との調和に配慮したものでなければならない。	「食の安全・安心の確保は以下により行う」 県民の健康保護が最も重要 生産から消費に至る一連の行程で、科学的知見に基づく、県の適切な施策の実施 情報の積極的な公開、県民意見への十分な配慮、関係者の相互理解と協力 生産から消費に至る一連の活動において環境との調和に配慮
熊本県	(第3条) 食の安全・安心の確保は 県民の生活が自然の営みの中にあり、食品もまたこの循環の中で生産され、及び消費されていることから、このことが環境に与える影響に配慮し、食品の生産の方法及び流通の過程を重視するなど、循環型社会の視点から行われなければならない。 県民の健康への危害を未然に防止するために、食品供給行程の各段階において、監視・指導・検査を充実し、科学的な安全性の確保を徹底するとともに、食の安全安心に関する情報を迅速正確に提供する等、消費者の安心の視点から行われなければならない。 行政・食品関連事業者・消費者が各自の役割に応じた取組を行うとともに、相互に理解・連携・協働するなど、パートナーシップの視点から行われなければならない。	「食の安全・安心の確保は以下により行う」 循環型社会の視点 食品供給行程で、科学的な安全性の確保と情報提供を重視する、消費者の視点 関係者の各役割に基づく取組、相互理解・連携・協働を重視するパートナーシップの視点

項目	総 則		
	県の責務	事業者の責務	県民の役割
岐阜県	(第6条) 基本理念にのっとり、食品の安全性の確保等のための総合的な施策を策定、実施	(第5条) 食品の安全性の確保等が県民の共通の願いであることを認識。 すべての過程において、生産資材、原料、器具等が安全かつ適正に取り扱われるよう必要な措置を講じる。 食品関連事業者は、その事業活動に係る情報の開示及び県民との積極的な交流等を通じて、食品に対する県民の安心感の向上に努める。	(第4条) 食品の安全性についての知識の向上、食品関連事業者との積極的な交流により、食品の生産等に関する理解の向上に努める。 食品の安全性の確保等に関する施策に対して意見の表明に努めることにより、自らの健康で安心できる生活の確保に積極的な役割を果たすものとする。
群馬県	(第4条) 基本理念にのっとり、食品等の安全性の確保のために必要な施策を総合的に策定、実施	(第5条) 基本理念にのっとり、その供給を行う食品等の安全性の確保について第一義的な責任を有していることを認識 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止 正確かつ適切な情報の提供等必要な措置の実施 食品等の安全性の確保に関する県の施策に協力	(第6条) 自らすすんで食品等の安全性の確保に関する知識と理解を深める。 合理的な消費行動に努めることによって、消費者の消費生活の安定及び向上に寄与するよう努める。
宮城県	(第3条) 食の安全安心の確保に関しては県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、施策を実施。 国及び市町村との役割分担を踏まえて、一連の過程において、必要な食の安全安心の確保に関する施策を適切に実施。	(第4条) 関係法令を遵守し、安全で安心できる食品が消費者に提供されるよう必要な措置を適切に講ずる責務を有する。 食の安全安心の確保に関する施策及び措置に協力する責務を有する。	(第5条) 食の安全安心に関する正しい知識を身に付ける 生産者・事業者及び関係行政機関に対し、意見を述べ、又は提案を行うように努めることによって、食の安全安心の確保に関し、積極的な役割を果たす。
秋田県	(第4条) 基本理念にのっとり、食品の安全・安心に関する総合的な施策を策定、実施	(第5条) 基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品の安全・安心について第一義的責任を有していることを認識 食品の安全・安心に必要な措置を適切に講ずる 事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供 県が実施する食品の安全・安心に関する施策に協力	(第6条) 基本理念にのっとり、自ら進んで食品の安全・安心に関する知識を修得 食品の安全・安心に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全・安心に積極的な役割を果たすものとする。
東京都	(第4条) 基本理念にのっとり、食品の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進	(第5条) 自主的な衛生管理を推進する責務を有する。 自らが取り扱う食品等又は生産資材の特性に応じた食品の安全の確保に係る知識の習得に努める。 自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる。 自らが取り扱う食品等又は生産資材に関連し、食品の安全の確保に関する情報の正確かつ適切な提供及び公開並びに積極的な説明に努める。 情報の提供等に資するため、食品等の生産、製造、仕入れ、販売等に係る必要な情報又は生産資材の製造、輸入、販売等に係る必要な情報の記録及びその保管に努める。 食品等への表示を行うに当たっては、正確かつわかりやすい表示に努める。 都が実施する食品の安全の確保に関する施策に協力	(第6条) 食品の安全の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全の確保に積極的な役割を果たす。 食品の安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し自ら合理的に行動できるよう努める。 食品の安全の確保に関する都の施策に協力するよう努めるものとする。
埼玉県	(第4条) 基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に施策を推進 食品の生産から消費に至る一連の行程の各段階に応じ、適切に施策を実施	(第5条)「基本理念にのっとり」 食の安全・安心の確保に関して第一義的な責任を有していることを十分認識して、事業活動を行う。 食品の表示が食品を選択する際の重要な情報であることを十分認識して、県民の信頼を損なうことのないよう万全の注意及び責任を持って、食品の表示を行う。 事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の公開に努める。 食の安全・安心を一層高める事業取組を行うよう努める。 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力。	(第6条) 基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深める。 県の施策に対し意見を表明する等自ら参画して食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすよう努める。
北海道	(第4条) 基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施 国、他の都府県及び市町村との緊密な連携	(第5条) 関係法令を遵守し、事業活動に係る食品その他の物が道民の生命及び健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組む。 事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の道民への積極的な提供に努める。 国等が実施する食の安全安心に関する施策に協力。	(第6条) 食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動。 食品の安全性、食生活、地域の食文化等食の安全・安心に関する知識及び理解を深める。 国等の施策及び生産者等の取組に対し意見を表明し、又は提案し、並びに国等の施策に協力するよう努める。
大分県	(第4条) 基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する施策の策定・実施 地域の実情に応じる場合、市町村と密接な連携 広域的取組の場合、国・他の都道府県・市町村との協力推進 国・他の都道府県・市町村へ必要な措置を講ずるよう要請	(第5条) 関係法令の遵守、基本理念に則り、安全な食品等が県民に提供されるよう必要な措置を適切に講じる。 食の安全・安心確保に第一義的責任を有することを認識し、自主的な衛生管理及び自主検査を推進。 事業活動に関する情報の公開、県民との積極的な交流等により、信頼の確保に努める。 食品等の関係法令に基づく表示は、正確かつわかりやすくするよう努める。 環境に配慮した生産・製造・加工・流通・販売の活動に努める。	(第6条) 食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めることで、合理的な消費行動に努める。 食の安全・安心に関する施策に対し意見を表明することにより、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすよう努める。 食の安全・安心に関する施策に協力するよう努める。 環境に配慮した消費行動に努める。
熊本県	(第4条) 基本理念にのっとり、食の安全安心の確保に関する施策の総合的計画的な策定・実施	(第5条)「基本理念にのっとり」 食の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを十分認識して、必要な措置を自主的に講ずる責務を有する。 事業活動に係る食品に関する正確かつ適切な情報を消費者へ明確かつ平易に提供するように努める。 県が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力する義務を有する。	(第6条) 基本理念にのっとり自ら進んで食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、県の施策および食品関連事業者の取組に対して意見を表明し、又は食品を合理的に選択するなど、積極的な役割を果たすものとする。

項目	基本的施策			
	基本計画等の策定・公表	年次報告等の実施	検査及び監視の体制整備	適正な表示の推進
岐阜県	(第20条) 知事は基本計画の定めなければならない定める事項 食品の安全性の確保等に関する目標 食品の安全性の確保等に関する施策の方針 その他必要な事項 関係者の意見反映措置の実施 公表の実施 基本計画の変更について準用	(第21条) 知事は、議会に対し、毎年度、県が食品の安全性の確保等に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。	(第11条) 県は、食品の生産から消費に至るすべての過程において、食品の安全性の確保等に関し適切な取扱いが行われていることを検査し、及び監視するよう必要な措置を講ずる	(第12条) 県は、食品の安全性の確保等に重要な役割を果たしている食品の表示が、適正に実施され、かつ、県民の食品に対する安心感の向上に配慮した効果的な方法で行われるよう必要な措置を講ずる
群馬県	(第16条) 知事は基本計画を定めなければならない定めようとするときは、あらかじめ群馬県食品安全審議会の意見を聴かなければならない 公表の実施 基本計画の変更について準用	(第19条) 知事は、毎年一回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表する	(第10条) 県は、食品等の安全性の確保及びこれに関する調査研究その他の施策を適正に実施するために必要な検査、監視及び試験研究の体制の整備に努める	(第11条) 県は、食品表示が食品等の安全性の確保と密接不可分な関わりを有していることにかんがみ、食品表示に係る諸制度の総合的な運用その他の適正な食品表示の確保のための施策の推進を図るよう努める
宮城県	(第6条) 知事は、基本計画を定めなければならない。 定める事項 施策の大綱 その他必要な事項 都民の意見反映措置の実施 定めるときは、あらかじめ、みやぎ食の安全安心推進会議の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない 公表の実施 基本計画の変更について準用	(第14条) 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする。	(第8条) 県は、食品の安全性、食品の表示の適正化等について、一連の過程において一貫した監視、指導及び検査に関する必要な施策を実施する	
秋田県	(第7条) 知事は、基本計画を定めなければならない。 定める事項 目標及び施策の方向 その他必要な事項 県民の意見反映措置の実施 公表の実施 基本計画の変更について準用		(第10条) 県は、農林水産物の生産から食品の消費に至るまでの各段階において、一貫した指導、検査、監視その他の必要な措置を講ずる	(第11条) 県は、食品の表示の制度の適切な運用を確保するため、監視体制の整備その他の必要な措置を講ずる
東京都	(第7条) 知事は、推進計画を定める 定める事項 施策の方向 その他重要事項 都民及び事業者の意見反映措置の実施 定めるときは、あらかじめ東京都食品安全審議会の意見を聴かなければならない 公表の実施 推進計画の変更について準用する	(第7条第7項) 知事は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表する	(第10条) 都は、農林水産物の生産の行程での生産資材の適正な使用を図るため、農林水産物の生産に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設又は場所に対する監視、生産資材の安全を確保するための検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずる 都は、食品等の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬及び販売の各行程において、食品の安全の確保を効果的に推進するため、流通の実態を踏まえ、食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設に対する監視、食品等の試験又は検査その他の法令又は他の条例に基づく必要な措置を講ずる (第11条) 都は、食品の流通形態の大規模化及び広域化に対応して食品の安全の確保を図るため、特別区と連携して、監視等を都の区域内全域で広域的かつ機動的に実施するための体制を整備するものとする。	(第12条) 都は、食品等の表示について法令の適正な運用を図るとともに、都民に食品等に関する情報を正確に伝達するために必要な措置を講ずる
埼玉県	(第8条) 知事は、基本方針を定める 県民の意見聴取措置の実施 公表の実施 基本方針の変更について準用	(第19条) 知事は、毎年、食の安全・安心の確保に関して講じた施策の内容を公表する	(第11条) 県は、食の安全・安心を確保するため、食品の生産から販売に至る一連の行程に対する一貫した指導、監視及び検査の体制を整備する	第12条 県は、適正な食品の表示を確保するため、関係法令の総合的な運用を図るとともに、必要な施策を講ずる
北海道	(第9条) 知事は、基本計画を定めなければならない。 基本計画は施策の目標と内容を定める 道民の意見反映措置の実施 定めるときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聞かなければならない 公表の実施 基本計画の変更について準用	(第8条) 知事は、毎年、議会に食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を提出するとともに、これを道民に公表しなければならない	(第11条) 道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずる	(第22条第1項) 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進する
大分県	(第7条) 知事は、基本計画を定めなければならない 基本計画は施策の方向と計画的推進のための必要事項を定める 県民及び生産者・事業者の意見反映措置の実施 公表の実施 前二項は行動計画の変更について準用	(第7条第6項) 知事は、毎年度、県が講じた食の安全・安心に関する施策の成果を公表しなければならない	(第8条)「行動計画に基づき」 県は、農畜水産物の生産行程における生産資材の適正な使用を図るため、監視、生産資材の安全確保の検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずる。 県は、食品等の製造、販売等の各行程において、安全確保を効果的に推進するため、監視、食品等への試験・検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずる。	(第21条) 県は、食品の表示が、適正に実施され、かつ、県民の信頼の確保に配慮した効果的な方法で行われるよう必要な措置を講ずる。 知事は、適正な表示を実施するため、食品の種類を指定して生産者・事業者が守るべき基準を規則で定めることができる。 (第25条)「立入調査」 省略、基本的施策「立入調査等」を見よ。 (第26条)「警告及び公表」 知事は、前条第1項に規定する調査の結果、第21条第2項に定める基準が遵守されていないと認めるときは、生産者・事業者に対し、適切な表示を実施するために必要な措置をとるよう警告することができる。 公表について 詳細は、基本的政策「措置警告・公表の実施」を見よ。
熊本県	(第7条) 知事は、推進計画を定めなければならない 消費者及び食品関連事業者の意見反映措置を講ずる 策定した推進計画の公表の実施	(第7条第4項) 県は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況公表するものとする。	(第11条) 県は、食品供給行程の各段階を通じ一貫して、食品の安全性について、監視、指導及び検査を実施するものとする。	(第12条) 県は、食品の表示が食の安全安心の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用等を通して、食品の適正な表示を確保するものとする。

項目	基本的施策	
	安全な食品の生産等の確保	安全な食品の生産等の確保(供給禁止)
岐阜県	(第10条) 県は、安全で良質な食品の生産を促進するため、農林水産物、製造され又は加工された食品等すべての食品について適切な生産管理が行われるよう必要な措置を講ずる	
群馬県		
宮城県	(第7条) 県は、生産者・事業者が安全で安心できる食品を生産し、及び供給するための体制の確立に関する必要な施策を実施する	
秋田県		
東京都		
埼玉県	(第9条)「食の安全・安心を一層高める農林水産物の供給」 生産者は、自らの事業取組が県民の食品に対する安心感に影響を及ぼすことを十分認識して、関係法令を遵守することはもとより、一層安全性及び安心感の高い農林水産物を供給する事業取組を行うよう努める 県は、次に掲げる生産者の行う事業取組を推進するための施策を講ずる ・知事の定める食の安全・安心を一層高めるための生産方式に準拠した事業取組 ・生産に関する情報の記録を積極的に公開する事業取組 ・農地の本来有する生産力の維持増進及び良好な生産環境の確保により、農薬又は化学肥料の使用量を低減させる生産方式による事業取組 ・その他食の安全・安心を一層高める事業取組 (第10条)「食の安全・安心を一層高める食品の供給」 食品等事業者は、自らの事業取組が県民の食品に対する安心感に影響を及ぼすことを十分認識して、関係法令を遵守することはもとより、一層安全性及び安心感の高い食品を供給する事業取組として自主的な衛生管理、品質管理等を行うよう努める 県は、次に掲げる食品等事業者の行う事業取組を推進するための施策を講ずるものとする。 ・知事の定める食の安全・安心を一層高めるための衛生管理方式に準拠した事業取組 ・生産、加工等の各段階における情報の記録を積極的に公開する事業取組 ・その他食の安全・安心を一層高める事業取組	
北海道	(第15条) 道は、食品の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずる (第16条) 道は、グリーン農業及び有機農業を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずる (第17条) 道は、遺伝子組換え作物の栽培等に起因する遺伝組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝組換え植物の他の作物への混入防止に関し必要な措置を講ずる (第18条) 道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及及びその他の必要な措置を講ずる (第19条) 道は、新鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずる 道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の必要な措置を講ずる (第20条) 道は、農産物等に係る農薬の適正な使用を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずる 道は、動物用医薬品の適正な使用を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずる 道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずる	
大分県		(第12条)「食品等の安全性の確保」 農林畜水産物の生産者は、安全な農林畜水産物を生産し、及び供給するため、農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品の使用方法について法令で定める基準に従い、農林畜水産物を生産しなければならない。 食品等の製造、販売等に係る生産者・事業者は、関係法令で定める基準に従い、食品等の製造、販売等を行わなければならない。 生産者・事業者は、その製造、販売等を行う食品が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該食品を出荷し、又は販売してはならない。 ・農薬取締法第11条の規定に違反して農薬が使用された農林産物であるとき ・薬事法第83条の3の規定に違反して医薬品が使用された畜水産物であるとき (第25条)「立入調査」 省略 基本的施策「立入調査等」を見よ。 (第26条)「勧告及び公表」 知事は、前条第1項に規定する調査の結果、第12条第3項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、関係法令に基づき必要な措置をとるほか、生産者・事業者に対し、当該食品等の出荷又は販売の停止その他の必要な措置を取るよう勧告することができる。 公表について 詳細は、基本的政策「措置勧告・公表の実施」を見よ。
熊本県		(第17条)「供給の禁止」 生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。 ・農薬取締法第11条の規定により使用を禁止された農薬を使用して生産された場合 ・薬事法第83条の3の規定により使用を禁止された医薬品を使用して生産された場合 ・食品衛生法第11条第1項に規定する基準若しくは規格に合わない場合又は農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質が、同条第3項に規定する量を超えて残留する場合(同項ただし書に該当する場合を除く。) (第18条)「立入検査等」 省略 基本的施策「立入調査等」を見よ。 (第19条)「勧告及び公表」 省略 基本的政策「措置勧告・公表の実施」を見よ。 (附則)「経過措置」 (附則2)第18条及び第19条の規定は、平成17年9月30日以前に出荷され、又は販売された農林水産物については、適用しない。 (附則3)食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)第3条の規定の施行の日までの間は、第17条第3号中「第11条第1項に規定する...量を超えて残留する場合...」とあるのは、「第11条第1項に規定する基準又は規格に合わない場合」と読み替えるものとする。

基本的施策	
県民意見を反映させる方法	
岐阜県	(第15条) 県は、県の行う食品の安全性の確保等のための施策の策定に当たっては、その施策に関する情報を県民に提供し、及び県民が意見を述べる機会を設けることにより、その施策の策定の過程における公正性及び透明性を確保するとともに、その施策が県民の意見を適切に反映したものになるよう必要な措置を講ずる
群馬県	(第17条)「施策の申出」 次に掲げるものは、実施機関(知事及び教育委員会をいう。以下同じ。)に対し、食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る当該実施機関の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう申出(以下「施策の申出」という。)をすることができる。 一 県内に住所を有する者 二 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 施策の申出をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した申出書(以下「施策申出書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 一 施策の申出をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名 二 施策の申出の趣旨及び理由 三 施策の申出の端緒となった事案 四 施策の申出の年月日 五 その他実施機関が定める事項 実施機関は、施策申出書が提出されたときは、速やかに必要な調査を行った上、当該施策の申出に対する処理を行い、施策の申出をしたもの(以下「申出者」という。)に対し、当該処理の内容(施策の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。以下同じ。)を書面により通知しなければならない。 実施機関は、前項の処理を行うに当たり、施策の申出の内容を助案して必要があると認めるときは、あらかじめ群馬県食品安全審議会の意見を聴かなければならない。ただし、人の生命又は健康に対する危害の発生を防止するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。 前項ただし書の規定により施策の申出に対する処理を行ったときは、実施機関は、これを次の群馬県食品安全審議会に報告しなければならない。 実施機関は、第三項の規定により通知を行った後、速やかに当該施策の申出の趣旨及びその処理の内容等を公表するものとする。 実施機関は、施策の申出の取扱いに際しては、申出者等の個人情報の保護に配慮するものとする。 施策の申出をしようとするものは、この条の制度を濫用してはならず、公益を図る目的でこれを利用する責任を負うものとする。
宮城県	(第11条) 県は、食の安全安心の確保に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施する 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、広く県民の意見を求めるための必要な措置を講じ、施策に反映するよう努める (第12条)「危害情報の申出」 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品についての情報を入手した場合は、県に対して適切な対応をするよう申出をすることができる 県は、前項の申出があったときは、当該申出に係る事実を確認するため必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な手続をとる
秋田県	(第8条) 県は、食品の安全・安心に関する施策に県民の意見を反映することができるように意見を述べる機会の付与その他の必要な措置を講ずる
東京都	(第19条) 都は、推進計画策定にあたっての意見聴取のほか、食品の安全の確保に関する施策に都民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずる
埼玉県	(第20条) 県は、食の安全・安心の確保に関し、県民の意見の県の行う施策への反映及び関係者の相互理解を目的として、消費者、農林漁業関連事業者、食品等事業者、学識経験者等における意見の交換を促進するために必要な措置を講ずる (第21条)「施策の提案」 次に掲げるものは、県に対し食の安全・安心の確保に関する県の行う施策に関し、提案をすることができる。 一 県内に住所を有する者 二 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 前項の規定による施策の提案(以下この条において「施策の提案」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した提案書を提出しなければならない。 一 施策の提案をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名 二 施策の提案の内容及び理由 三 施策の提案の年月日 知事は、施策の提案があったときは、当該提案をしたものに対し当該提案に対する見解等を明らかにするとともに、これを公表するものとする。 (第22条)「危害情報の申出」 食品の安全性の確保が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を入手した者は、知事に対し当該情報について適切な対応をするよう申出をすることができる。 前項に規定する申出をしようとする者は、当該申出の根拠となる食品等を提示するものとする。 知事は、第一項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果に応じ、適切な措置を講ずるものとする。
北海道	(第26条) 道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対し適切な対応をするよう申出をすることができる 知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずる
大分県	(第27条)「施策の申出制度」 県民は、知事に対し、食の安全・安心に関する施策について、制度の新設もしくは改廃又は制度運用の改善に係る措置を講ずるよう申出をすることができる。 前項の申出は、規則に定める施策申出書を知事に提出することにより行わなければならない。 知事は施策申出書が提出されたときは、必要な調査を行い、当該申出に係る処理の経過及び結果を当該申出をした者に対し通知するものとする。 知事は、施策の申出の処理に当たり、必要があると認めるときは、大分県食品安全推進県民会議の意見を聴くものとする。 施策の申出の趣旨及びその処理の内容は、公表するものとする。 施策の申出の取扱いに当たっては、当該申出を行った者等の個人に関する情報の保護に配慮しなければならない。
熊本県	(第9条) 県は、食の安全安心の確保に関する施策に対し、消費者及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 (第15条)「危害情報の申出」 県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。 県は前項の申出の内容に相当な理由があると認めるときは、食品の安全性に関する関係法令又はこの条例に基づき速やかに調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

項目	基本的施策				
	立入調査等の実施	措置勧告・公表の実施	自主回収報告制度	回収に対する指導等	罰則
岐阜県					
群馬県					
宮城県					
秋田県					
東京都	<p>(第二十一条) 目的 食品による健康への悪影響を未然に防止 内容 健康への悪影響の起り得る蓋然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。 権限 報告の徴収、立入、物件の調査及び公表 知事は、必要に応じ調査の経過及び結果を明らかにするものとする。 意見聴取 あらかじめ東京都食品安全情報評価委員会を意見を聴く(必要に応じ、情報評価委員会の意見を聴く)</p>	<p>(第二十二条) 安全性調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者等に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。 勧告をしようとするときは、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴く。ただし、緊急の場合は、この限りでない。 勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者等に対し、あらかじめ当該勧告に係る事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。</p>	<p>(第二十三条) 特定事業者は、生産や販売等した食品等の自主的な回収に着手した場合で次の食品に該当するときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。 ・食品衛生法の規定に違反する食品等 ・前号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの。 特定事業者のうち、施設内で製造・加工した食品等をその施設で販売するような場合は対象外 また、自主的な回収に着手した食品等が、次のいずれかに該当する場合も報告制度の対象としない。 ・都の区域内に流通していないことが明らかな場合 ・都民に販売されていないことが明らかな場合</p>	<p>(第二十四条) 自主回収報告制度に基づく回収の措置が、適切でないときは、特定事業者に対し、必要な指導を行うことができる。 当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに知事に報告しなければならない。 知事は、回収終了の報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。 知事は、回収が行われた食品等が都の区域内に存在する場合、当該食品等の措置について指導を行うことができる。</p>	<p>(第三十条) 安全性調査に協力しない場合、二十万円以下の罰金 (第三十一条) 両罰規定</p>
埼玉県					
北海道					
大分県	<p>(第25条) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生産者・事業者もしくは生産者・事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、又はその職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他事業に係る施設もしくは場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、帳簿書類その他の物件を調査し、もしくは試験もしくは検査を行うための必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p>	<p>(第26条) 知事は、前条第1項に規定する調査の結果... 違反農薬等を使用した食品等が判明した場合、生産者等に出荷・販売の停止等の措置をとるよう勧告できる。 ふく処理登録者以外の者がふく処理業に従事している場合、ふくの処理を中止するよう勧告できる。 ふく処理業の届出を行っていない場合、ふくの処理を中止するよう勧告できる。 食品の表示が適正ではない場合、適正な表示を実施するために必要な措置をとるよう勧告できる。 知事は、前各項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に正当な理由なく従わない場合は、その旨を公表することができる。 知事は公表する場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、公益上緊急を要する場合はこの限りではない。</p>	<p>(第13条) 生産者・事業者は、その製造、販売等を行った食品等の自主的な回収に着手した場合(法令に基づく命令又は書面による回収の指示を受けて回収に着手した場合を除く。)であって、当該食品が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。 ・食品衛生法第11条に規定する規格基準に適合しない食品であるとき。 ・第12条第3項各号にかける(違反農薬・違反医薬品を使用した)農林産物・畜水産物であるとき。 ・前二号に掲げる場合のほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から規則で定めるものであるとき</p>	<p>(第14条) 知事は、第13条の規定に基づく回収の措置が、適切でないときは、報告を行った生産者・事業者に対し、指導等必要な措置を行うことができる。 当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに知事に報告しなければならない。 知事は、回収終了の報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を県民に対して情報提供するものとする。</p>	
熊本県	<p>(第18条) 知事は、生産者が供給禁止規定(第17条)のいずれかに該当する農林水産物を出荷し、若しくは販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該生産者に対し必要な報告を求め、その職員に農林水産物の生産活動の場所その他の必要な場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは当該生産者若しくは当該生産者の従業員等に質問させ、又はこの検査に必要な限度において、農林水産物その他の物件の提供を求めることができる。 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 知事は、第1項の規定により生産者に物件を提供させたときは、正当な補償を行うものとする。 第1項による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(第19条) 知事は、生産者が生産し、若しくは採取した農林水産物が供給禁止規定(第17条)のいずれかに該当する場合又は生産者が正当な理由がなく前条第1項の規定による報告、立入り、物件の検査若しくは提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該生産者(の従業員等)が同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合は、当該生産者に対し、当該農林水産物の出荷の停止、回収、廃棄、その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る生産者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。 前3項の規定にかかわらず、知事は、生産者が供給禁止規定(第17条)に違反して農林水産物を出荷し、又は販売した場合であって、消費者の健康への危害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため緊急を要するときは、直ちに違反の事実又は勧告の内容を公表することができる。</p>			

項目	基本的施策		
	認証等による自主管理の推進	トレーサビリティ	環境への配慮
岐阜県			
群馬県			
宮城県	(第13条)「自主基準の設定及び公開」 「みやぎ食の安全安心取り組み宣言」制度 生産者・事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品の安全性及び信頼性に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めなければならない。 県は、前項の規定により生産者・事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。		
秋田県	(第9条)「自発的な活動の支援」 県は、食品関連事業者が自発的に行う食品の安全・安心に関する活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を講ずる		
東京都	(第13条)「事業者による自主的な衛生管理の推進」 都は、事業者による自主的な衛生管理の推進が食品の安全の確保において基本的な事項であるとの認識に基づき、事業者がその継続的かつ確実な実施に向けて行う自発的な取組を促進するよう、必要な措置を講ずる	(第14条)「生産から販売に至る各行程における情報の記録等」 都は、都民への食品の安全の確保に関する情報の的確な提供及び食品による健康への悪影響が発生した場合の原因究明に資するため、食品等の生産から販売に至る各行程における適切な情報の記録及びその保管並びに伝達について事業者による積極的な取組が促進されるよう、技術的な情報の提供その他の必要な措置を講ずる	(第28条) 関係者は、食品の安全の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。
埼玉県			(第7条) 食の安全・安心の確保を推進するに当たっては、関係者は、その取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。
北海道	(第23条)「道産食品の認証制度の推進」 道は、道産食品のうち道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであって、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずる	(第22条第2項) 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。	(第21条)「生産に係る環境の保全」 道は、農用地の土壌の汚染を防止するために、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずる 道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずる 道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるもの
大分県	(第11条)「生産者・事業者による自主管理の推進」 生産者・事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公表並びにその遵守に努めなければならない。 県は、前項の規定により生産者・事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。	(第22条)「履歴の記録及び保管」 県は、栽培、飼養、養殖等の履歴の記録の作成及び保存が的確に実施されるよう必要な措置を講ずる。 生産者・事業者は、食品等による危害の発生又は拡大を防止するため、食品等の原料又は材料の仕入れの名称等必要な情報の記録及び保存に努めなければならない。	(第10条)「環境に配慮した活動」 県は、食品等の生産から消費に至る一連の食品供給の行程において、環境に配慮した活動を推進するために、環境への負荷の少ない生産方式等の開発及びその普及のために必要な活動を講ずるものとする。
熊本県	第10条「人と環境に配慮した安全で安心な農林水産物の生産、食品の製造・加工、流通の促進」 県は、食品関連事業者による法令遵守のための自主的な取組を促進するものとする。 県は、食品関連事業者による農薬、動物用医薬品、添加物及び飼料添加物(以下この項においてこれらを「農薬等」という。)の適正な使用の普及を図るとともに、食品関連事業者による食品供給行程の各段階における農薬等の使用に関する記録の管理及び残留する農薬等の自主検査を促進するものとする。 県は、食品関連事業者による自主的な衛生対策の充実強化を図るため、食品衛生に関する知識の普及を推進するとともに、衛生管理のための技術の導入を促進するものとする。 県は、農林水産物の供給の行程の各段階において、食品関連事業者が消費者に対して行う生産の履歴に関する情報の的確な提供を促進するものとする。 県は、環境に配慮した農林水産物の生産を促進するため、生産者による農薬、動物用医薬品及び化学肥料の使用量の削減を促進するものとする。		(第20条)「環境保全施策との連携」 県は、食の安全安心の確保に関する施策の策定に当たっては、食品供給行程が、土壌、地下水、河川、海域等の環境と相互に影響し合っていることを踏まえ、これらの汚染防止等環境保全施策と十分に連携を図りながら行わなければならない。

項目	基本的施策			
	関係者の連携措置の実施	情報開示と知識の普及	教育の充実	情報開示の促進
岐阜県	(第13条) 県は、県民と食品関連事業者が相互に理解を深め、信頼関係を構築できるよう必要な措置を講ずる	(第14条) 県は、食品の安全性に関する情報を積極的に開示するとともに、県民の食品の安全性に関する知識を深めるよう必要な措置を講ずる		
群馬県	(第12条) 県は、食品等の安全性の確保に関わりのある消費者の団体又は事業者等の団体と協働して、施策の推進を図るよう努める	(第15条) 県は、県民の食品への関心を高めることに資するため、食品等の安全性、食品表示、地域の食文化その他の食品に関する教育及び学習の機会の提供等を通じて、食品に関する知識の普及と情報の提供を推進するよう努める		
宮城県		(第9条) 県は、食の安全安心の確保に関し、情報の収集、分析及び公開に努め、関係者間の情報の共有及び消費者と生産者・事業者との相互理解の促進に関する必要な施策を実施する		
秋田県		(第13条) 県は、消費者及び食品関連事業者に対し、食品の安全性に関する調査又は検査の状況その他の食品の安全・安心に関する必要な情報を適切に提供する	(第14条) 県は、食品の安全・安心に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、県民の理解を深めるように適切な措置を講ずる	
東京都		(第16条) 都は、都民及び事業者の食品の安全の確保に関する理解並びに都、都民及び事業者の食品の安全の確保に向けた取組の連携及び協力に資するため、食品の安全の確保に関する情報の共有化並びに情報及び意見の相互交流の推進に必要な措置を講ずる	(第17条) 都は、都民及び事業者が、食品及び食生活の安全の確保に関する正確な知識に基づき、食品の安全の確保に関する取組を的確かつ合理的に行えるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講ずる	(第18条) 都は、事業者が保有している食品の安全の確保に関する情報に関して、事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう、必要な措置を講ずる
埼玉県	(第18条) 県は、消費者、農林漁業関連事業者、食品等事業者等の団体と協働して、食の安全・安心の確保に関する施策の推進を図るよう努める	(第13条) 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、県民、農林漁業関連事業者及び食品等事業者に対し積極的な情報の提供に努める	(第16条) 県は、食の安全・安心の確保に資するため、県民に対し、食の安全・安心に関する事項、食と農並びにその地域的及び文化的な態様に関する事項等に関して積極的に食育を推進する等、食の安全・安心の確保等に関する知識の普及啓発を行う	
北海道	(第24条) 道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずる	(第10条) 道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。	(第25条) 道は、食育を推進するため、普及啓発並びに学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずる 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域食材の利用その他の必要な措置を講ずる	
大分県	(第23条第1項) 県は、県民と生産者・事業者とが食品等に関する情報を共有し、相互に理解を深め、信頼関係を構築できるようにするため、食品等の安全性等に関する情報の収集、分析及び提供に努めるとともに、県民、生産者・事業者、県等の交流を促進する等必要な措置を講ずる。		(第24条) 県は、食の安全・安心確保のため、県民に対し、食品等に関する正しい知識の普及啓発その他生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐむための食育を推進するものとする。	(第23条第2項) 県は、生産者・事業者が保有している食品等に関する情報の公開を促す措置を講ずる。
熊本県	(第8条第3項) 県は、消費者と食品関連事業者との間の相互理解を促進するための交流活動を支援するとともに、県、消費者及び食品関連事業者がそれぞれの役割に応じて連携した取組を促進するものとする。	(第8条第1項) 県は、食の安全安心の確保に関する情報を積極的に収集するとともに、消費者及び食品関連事業者に対し、当該情報を迅速かつ正確に提供するものとする。	(第14条) 県は、県民が地域の食文化及び食品の安全性に関する知識と理解を深め、消費者と食品関連事業者との間の相互理解を促進するため、普及活動の推進、学習機会の提供及び地産地消(地域で生産されたものを当該地域で消費することをいう。)の推進を図るものとする。 県は、前項に規定する施策の推進に当たっては、特に子どもの時から健全な食習慣及び安全な食品を自ら選び、食することができる力を身につけることができるよう、地域、学校、家庭等が連携して行う学習、体験活動を促進するものとする。 食育を担う人材の育成 基本的施策「人材の確保・育成」を見よ。	(第8条第2項) 県は、食品関連事業者が消費者に対して行う食の安全安心の確保に関する情報の自主的な提供を促進するものとする。

項目	基本的施策				
	調査研究の推進	人材の確保・育成	財政上の措置	法令の運用	その他
岐阜県	(第17条) 県は、食品の安全性に関する調査研究を推進し、及びその成果を普及するよう必要な措置を講ずる	(第18条) 県は、食品の安全性に関して専門的な知識を有する人材を確保し、及び育成するよう必要な措置を講ずる	(第9条) 県は、食品の安全性の確保等のために必要な財政上の措置を講ずるよう努める		
群馬県	(第10条)に規定		(第7条) 県は、食品等の安全性の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める	(第8条第1項) 県は、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念にのっとり、関係法令等を解釈し、運用する	(20条)委任
宮城県	(第10条第1項)に規定				(附則)「検討」 県は、この条例の施行後三年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる
秋田県	(第16条) 県は、食品の安全・安心に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行う				(第15条) 「食品安全安心月間」の設定 目的 食品の安全・安心についての県民の関心と理解を深めるとともに、食品の安全・安心に関する活動を促進する 時期 毎年6月
東京都	(第8条) 都は、食品の安全の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究を行うとともに、食品等の生産、製造、試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図る				(第9条)「情報の収集、整理、分析及び評価の推進」 都は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、食品等の安全性に関する情報について収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行う 都は、前項の分析及び評価の結果を、食品の安全を確保するための施策に的確に反映させる
埼玉県	(第14条) 県は、食の安全・安心の確保に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及啓発を行う				
北海道	(第13条) 道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずる	(第12条) 道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずる	(第27条) 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める		(附則)見直し規定 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
大分県					(第15～20条、第26条第2、3項) ふぐ処理等の衛生確保に関する規定
熊本県	(第13条) 県は、食品の安全性に関する調査研究及び試験検査の手法の研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。	(第13条第3項) 県は、食育推進の施策に関して専門的な知識を有する人材の育成及び活用に努めるものとする。			(22条)委任

項目	推進体制			
	推進体制の整備	危機管理体制の整備	市町村との連携	国、他県等との連携
岐阜県	(第19条) 県は、食品の安全性の確保等を積極的に推進するための体制を整備する	(第16条) 県は、食品による健康被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するための危機管理体制を整備するよう必要な措置を講ずる	(第7条) 県は、食品の安全性の確保等に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図る。	(第8条) 県は、食品の安全性の確保等に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力して、その推進に努める。 県は、食品の安全性の確保等を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請する。
群馬県	(第8条第2項) 県は、関係法令等を所管し、又はこれに関連する事務若しくは事業を行う県の各機関が常に緊密な連絡を保ちつつ相互に施策の調整を図るための体制を整備する	(第9条) 県は、飲食に起因して発生する危険性に統一かつ効果的な対応をし、並びに、関係者相互間での当該危険性に関する情報及び意見の交換を促進するための仕組みの整備に努める 県は、飲食に起因する衛生上の重大な危害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止に関する体制の整備に努める	(第13条) 県は、食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に関し、他の都道府県その他の地方公共団体との情報及び意見の交換その他の連携協力に努める (第14条) 県は、県民の意向及び関係団体や他県との連携を踏まえた施策を効果的に推進するため、国に対し、必要な協力を求めるとともに、意見を述べ、又は提言を行う。	
宮城県	(第10条第1項) 県は、食品の安全性を確保するための試験研究体制の整備並びに食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害の発生を未然防止及び当該被害の拡大を防止するための緊急の対処に係る体制の整備に関する必要な施策を実施する		(第10条第2項) 県は、食の安全安心の確保に関し、一連の過程において適切な施策を実施するため、国、他の都道府県、市町村等との密接な連携に努めなければならない。	
秋田県		(第12条) 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が発生し、又は拡大することを防止するため、緊急の事態への対処に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずる	(第17条) 県は、市町村が食品の安全・安心に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行う。	(第18条) 県は、食品の安全・安心に関する施策を総合かつ計画的に推進するため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を求める。
東京都		(第25条) 都は、食品による重大な健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急体制の確立その他の必要な措置を講ずる	(第20条) 都は、食品の安全の確保に関する施策の推進に当たって、特別区及び市町村との連携を図るとともに、必要に応じて、国又は他の地方公共団体と協力を図る。 都は、食品の安全の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求める。	
埼玉県		(第15条) 県は、食の安全・安心確保が損なわれる重大な事態が生じた場合、又は当該事態の生じるおそれがある場合に迅速かつ適切に対処するため、必要な体制を整備する	(第17条) 県は、食の安全・安心を確保するため、国及び他の地方公共団体との情報の交換及び連携協力を図り、広域的及び効果的な取組を推進する。 県は、食の安全・安心を確保するため、必要に応じ、国及び他の地方公共団体に対し意見を述べ、又は要請等を行うものとする。	
北海道		(第14条) 道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に必要な体制の整備その他必要な措置を講ずる	第4条(道の責務)に規定	(第7条) 道は、食の安全・安心を図るため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行う
大分県		(第9条) 県は、食品等による健康被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するための危機管理体制の整備について必要な措置を講ずる。	第4条(県の責務)に規定	第4条(県の責務)に規定
熊本県		(第16条) 県は、食品等による健康被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、食品に関する危機管理に係る体制を整備するものとする。	第21条 県は、食の安全安心の確保に関して広域的な取組を必要とする施策について、市町村、他の都道府県及び国と連携して、その推進に努めるものとする。 県は、食の安全安心の確保を図るために必要な施策について、国に対し、提案するものとする。	

推進体制	
項目	付属機関(諮問に基づき審議・調査を行い行政に答申できる機関)の設置
岐阜県	
群馬県	<p>(第18条) 「群馬県食品安全審議会」の設置 権限 基本計画、施策の申出について意見を述べる 食品等の安全性の確保に関する重要事項の調査審議 実施機関への建議 定数等 15人以内で組織し、知事が任命 任期 2年とし、再任可能</p>
宮城県	<p>(第15条～第21条) 「みやぎ食の安全安心推進会議」の設置 権限 知事の諮問に応じ、重要事項を調査審議 次に掲げる事項に関する情報及び意見交換 ・食の安全安心の確保に関する県の施策及び施策の評価に関すること。 ・食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。 ・食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること。 ・その他食の安全安心の確保の推進に関すること。 知事への建議 定数等 20人以内(学識経験者、消費者代表、生産者・事業者代表) 任期 2年とし再任可能</p>
秋田県	
東京都	<p>(第26条) 「東京都食品安全審議会」の設置 権限 知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議 ・食品安全推進計画に関すること ・前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する基本的事項 知事に意見を述べることができる 定数等 25名以内(都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから知事が任命) 任期 2年とし再任可能 その他 臨時委員の設置、関係者からの意見聴取など</p> <p>(第27条) 「東京都食品安全情報評価委員会」の設置 権限 情報評価委員会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告 ・食品等の安全性に関する情報の分析及び評価に関すること ・第21条第1項に規定する調査及び第22条第1項の規定による勧告に係る食品等の安全性に関すること ・前2号に掲げる事項について調査を行った結果に係る都、都民及び事業者の相互間の情報の共有化及び意見の交流の方法に関すること 定数等 20名以内(都民及び学識経験を有する者のうちから知事が任命) 任期 2年とし再任可能 その他 専門委員の設置、関係者からの意見聴取など</p>
埼玉県	
北海道	<p>(第28条～第35条) 「北海道食の安全・安心委員会の設置 権限 ・知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議 ・条例の規定により権限に属させられた事務 定数等 15名以内(学識経験者、消費者、生産者等) 任期 2年とし再任可能 その他 特別委員の設置、専門部会の設置</p>
大分県	<p>(第28条)「大分県食品安全推進県民会議」 次に掲げる事務を行うため、大分県食品安全推進県民会議(県民会議)を置く。 ・食の安全・安心の確保に関する施策及び施策の評価に関すること。 ・食の安全・安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。 ・食の安全・安心の確保に関する県民参画の促進に関すること。 ・その他食の安全・安心の確保の推進に関すること。 県民会議は、委員20人以内で組織し、委員は次に掲げる者の中から知事が委嘱する。 ・消費者 ・食品等の生産・製造者 ・食品等の流通・販売者 ・学識経験者 委員の任期は2年。補欠委員の任期は前任者の残任期間。委員は再任可能。</p>
熊本県	